

青森県危機管理指針

第 1 総 則

1. 趣旨

この指針は、本県において発生、又は発生するおそれがある危機事態から県民及び滞在者（以下「県民等」という。）の生命、身体及び財産を保護するため、危機管理に関する基本的事項を定めるものである。

2. 定義

この指針において、次の（１）～（６）までに掲げる用語の定義は、それぞれ（１）～（６）までに定めるところによる。

（１）危機事態

県民等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態全般をいう。

（２）危機管理

「危機事態が発生するおそれがある状況における未然防止等の事前対策」、
「危機事態が発生した場合における被害の発生防止、最小化、影響範囲の拡大防止等に向けた応急対策」及び「復旧等の事後対策」並びに「事前対策・応急対策・事後対策に対する検証・評価」の一連の対応をいう。

（３）部局等

本庁の各部、危機管理局、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局、国スポ・障スポ局、出納局、教育庁及び警察本部をいう。

（４）担当部局等

部局等のうち、所管業務が危機事態に係る部局等をいう。

（５）他の部局等

担当部局等以外の部局等をいう。

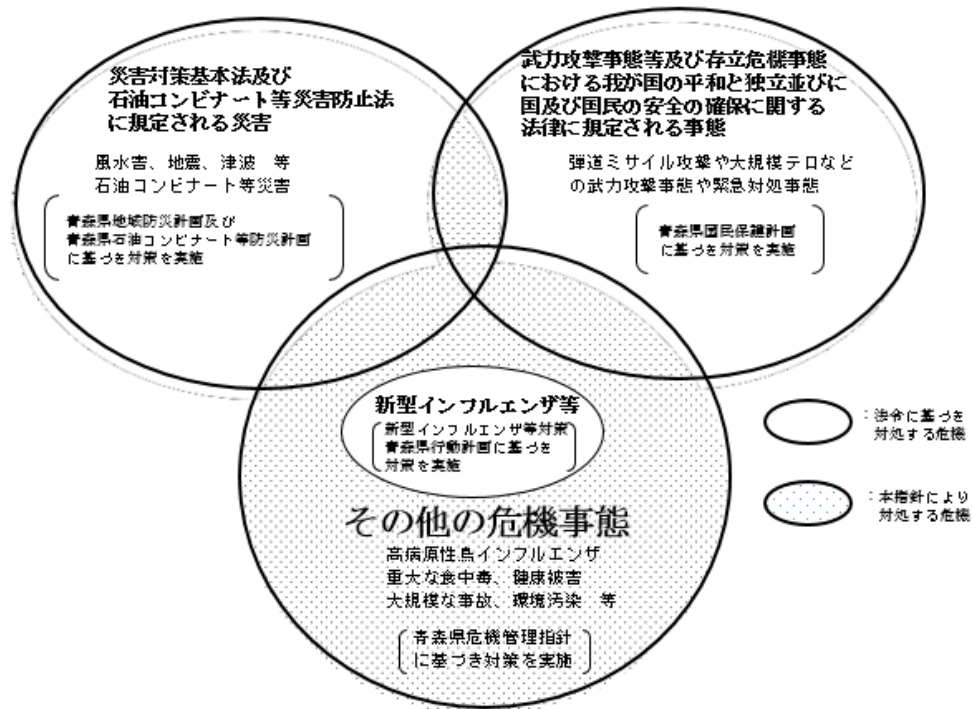
（６）関係機関

国、他の都道府県、市町村、自衛隊、県警察、消防機関、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、ライフライン事業者、交通事業者等をいう。

3. 危機事態の範囲と危機事態への対応に係る基本方針

危機事態の範囲は、次に示すとおりとし、次の（１）及び（２）に定めるところにより対策を実施する。

危機事態の範囲及び類型



(1) 法令等に基づく対応

次の法令に規定されている危機事態については、関係法令・計画等の定めるところにより担当部局等が対策を実施する。

- ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- イ 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第3号に規定する災害
- ウ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第3号並びに第22条第1項に規定する事態（県国民保護対策本部又は県緊急処理事態対策本部の設置に係る指定の通知を受ける前における事態を除く。）
- エ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等

(2) 本指針に基づく対応

ア (1) 以外の「その他の危機事態」については、次に定めるところにより対策を実施する。

なお、(1) の法令に規定されている危機事態が複合して発生した場合及び(1) の法令に規定されている危機事態と複合する事態が発生した場合（複合することが想定される場合を含む。）の初動も本指針に基づいて行うものとし、危機事態の進展に伴い、引き続き本指針に基づいて対応するか、関係法令・計画等の定めるところにより対応するかについて、危機管理局長が判断するものとする。

(ア) 別表 1 に定める危機事態の発生を覚知した場合は、担当部局等は部局等内に本部を設置し、第 3 の 1 (1) に定める対応マニュアルにより対応するものとする。この際、危機管理局は担当部局等からの連絡を受け、第 2 の 4 に定める危機対策連絡室を設置し、対応する。

初動対応の結果、危機事態の規模が拡大するおそれがあるなどの理由により全庁的な対応が必要と判断された場合は、第 2 の 3 に定める危機対策本部へ移行し、対応する。

(イ) 別表 1 に定めのない危機事態の発生を覚知した危機管理局は、危機対策連絡室を設置し、初動対応を行う。その後、危機管理局長が担当部局等を決定し、当該担当部局等は (ア) に準じて対応するものとする。

(ウ) 対応すべき担当部局等が複数にわたる危機事態が発生した場合は、危機管理局が危機対策連絡室を設置し、初動対応を行う。その後、危機管理局長が主たる担当部局等を決定し、当該担当部局等は (ア) に準じて対応するものとする。

(エ) 犯行予告を覚知した場合など、本県内において直接的な影響が危惧される事案が発生した場合は、危機管理局が危機対策連絡室を設置し、関係する部局等と情報共有等を行い対応する。

イ 各体制の名称は次に定めるとおりとし、全庁的に統一するものとする。

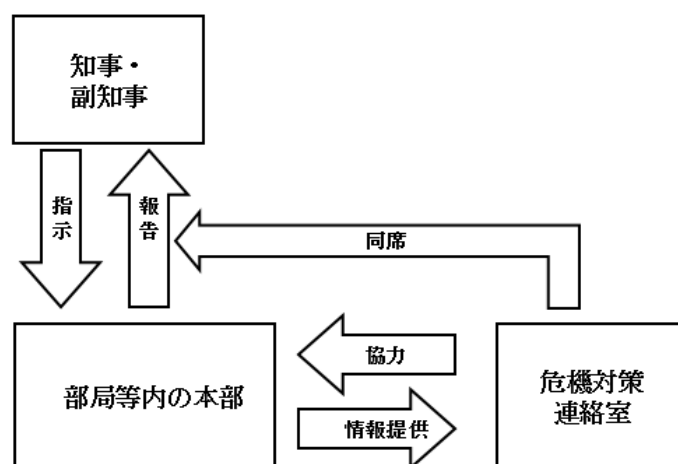
(ア) 危機対策本部・・・(事態の名称)に係る危機対策本部

(イ) 危機対策連絡室・・・(事態の名称)に係る危機対策連絡室

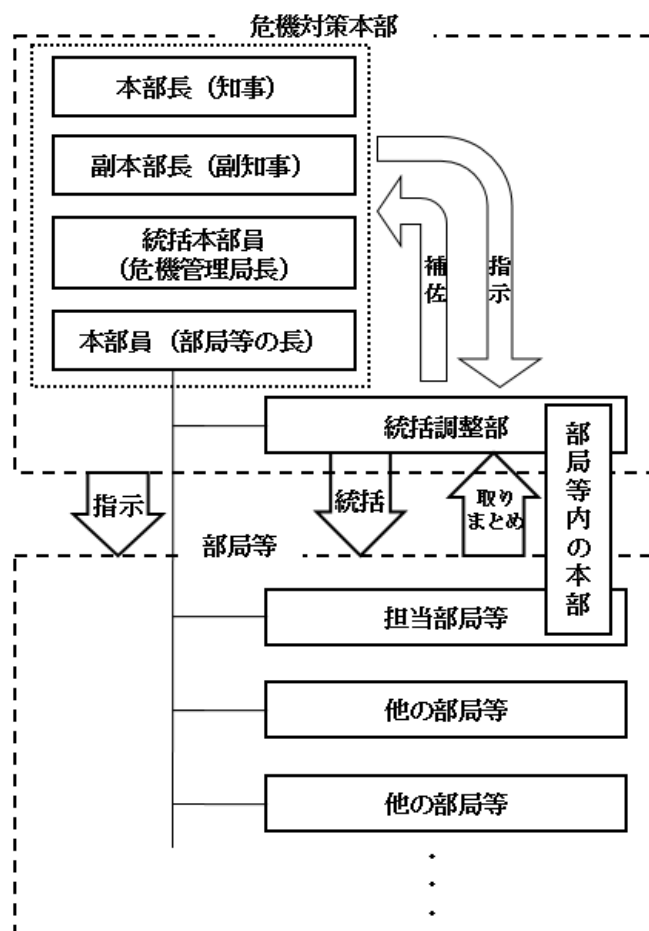
(ウ) 部局等内の本部・・・(事態の名称)に係る〇〇部 (局等) 本部

なお、危機管理対応基本フローは、別図のとおりである。

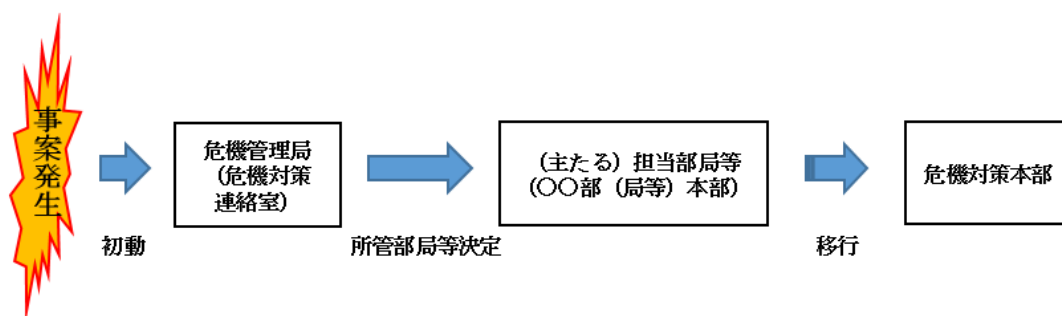
担当部局等が明確な場合の体制イメージ ＜全庁的な対応の必要がない場合＞



＜全庁的な対応が必要な場合＞



担当部局等が不明確又は複数の場合の体制イメージ



4. 指針の見直し

法令等の制定・改廃又は危機事態対応結果の検証、県を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの指針の見直しを行うものとする。

第２ 危機事態発生時の基本的体制

１．危機管理における責務

（１）知事

ア 知事は、本県の危機管理の最高責任者として、危機管理を統括する。

イ 知事は、危機対策本部、災害対策本部、石油コンビナート等防災本部、国民保護対策本部及び新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合は、本部長として本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

（２）副知事

ア 副知事は、危機管理について知事を補佐する。

イ 副知事は、危機対策本部、災害対策本部、石油コンビナート等防災本部、国民保護対策本部及び新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合は、副本部長として本部長を補佐する。

（３）危機管理局長

ア 危機管理局長は、知事の命を受け、危機管理について危機管理局を指揮監督する。

イ 危機管理局長は、危機対策本部が設置された際は、統括本部員として危機事態への対応全般を統制し、本部長及び副本部長を補佐するとともに、統括調整部長として統括調整部の事務を総括する。

ウ 危機管理局長は、危機対策連絡室が設置された際は、危機対策連絡室長として担当部局等の長と協力して危機事態への対応全般を統制する。

エ 危機管理局長は、「危機事態が発生するおそれがある場合」、「危機事態発生時」及び「危機事態の終息時」において、担当部局等の長とともに、対応内容等について知事及び副知事に報告を行う。

オ 危機管理局長は、所管が不明確な危機事態が発生した場合や、担当部局等が複数にわたる危機事態が発生した場合において、対応すべき（主たる）担当部局等を決定する。

（４）危機管理局

ア 危機管理局は、危機管理局長の指示の下、所管に関わる危機事態への対応、担当部局等による対応に関する助言等を通じた支援及び所管が不明確又は複数の部局等にまたがる危機事態発生時の（主たる）担当部局等決定までの初動を含む対応を行う。

イ 危機管理局は、危機対策本部が設置された際は、統括調整部長の指示の下、統括調整部として危機対応全般を統制する。

統括調整部の編成及び役割は、災害対策基本法第２３条第１項に基づく災害対策本部が設置された場合の統括調整部の編成及び役割に準じる。

ウ 危機管理局は、担当部局等が対応する危機事態に関する情報の集約を行い、速やかに危機管理局長に報告する。

（５）部局等

ア 部局等の長

部局等の長は、危機管理局長と連携し、危機管理について部局等を指揮監督する。

イ 担当部局等

（ア）担当部局等は、危機事態が発生、又は発生するおそれがある場合には、一

義的に初動対応等を行う部局等として、部局等内に本部を設置し、第3の1(1)に定める対応マニュアルに基づく対応や所管に関わる対応を迅速に行い、危機事態発生の未然防止又は危機事態による被害の拡大防止等に努めるものとする。

(イ) 全庁的な対応を行う場合、担当部局等は部局等内の本部として危機事態に対して主体的に対応し、他の部局等は支援を行うものとする。この際、担当部局等内の本部は、対策本部統括調整部内の班の1つとして位置付ける。

(ウ) 担当部局等は、危機事態に関する情報を得た場合は、速やかに危機管理局に報告するものとする。

報告を受けた危機管理局は、全庁的な対応の必要性を判断し、必要な措置を講じる。

段階に応じた部局等の主な役割

部局等 段階	危機管理局	担当部局等	他の部局等
平常時	・実施体制等の整備 ・訓練、研修の実施 ・各部局等の実施体制整備等の支援及び整備状況の把握	・実施体制等の整備 ・訓練、研修の実施	・実施体制等の整備 ・訓練、研修への参加、協力
本県への影響が喫緊ではない段階	・事案に係る情報収集 ・関係機関との連絡調整 ・担当部局等との連絡調整	・事案に係る情報収集 ・関係機関との連絡調整 ・危機管理局との連絡調整	・事案に係る情報共有
担当部局等対応段階	・初動対応 ・関係機関との連絡調整 ・庁内の初動対応の総合調整	・初動対応 ・関係機関との連絡調整 ・危機管理局との連絡調整	・事態に係る情報共有 ・担当部局等への支援
全庁対応段階	・全庁対応の統制 ・関係機関との連絡調整	・事態への主体的な対応 ・関係機関との連絡調整	・全庁対応への支援 ・全庁対応に関連する所管事務の実施

(6) 地域県民局

ア 地域県民局は、担当部局等の対応マニュアルに基づく対応や所管に関わる対応に迅速に着手し、管内の危機事態発生 of 未然防止、危機事態による被害の拡大防止等に努めるものとする。

イ 地域県民局は、管内の危機事態に関する情報を収集・集約し、局内の情報共有を図るものとする。

その際、管内の市町村から危機事態に関する情報が十分に得られない場合には、職員を派遣するなどして情報等の把握に努めるものとする。

収集・集約した情報は速やかに危機管理局及び担当部局等に報告するものとする。

ウ 危機事態への対応がない地域県民局は、全庁対応への支援を行うものとする。

2. 職員の配備

部局等は、危機事態が本県において発生、又は発生するおそれがある場合の初動対応等に万全を期するため、対応を行うために必要な職員を配備するものとする。

職員の配備については、別表2のとおりとする。

3. 危機対策本部の設置

- (1) 危機事態による被害の拡大防止等を図るために全庁的な対応が必要な場合又は知事が必要と認めるときは、危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- (2) 対策本部は、次の事項を所掌する。
 - ア 危機事態に関する情報の収集及び分析
 - イ 応急対策の指示及び調整
 - ウ 危機対策本部地方支部への指示
 - エ その他危機事態への対応に必要な事項
- (3) 対策本部に次のア～エまでに掲げる職員を置き、それぞれア～エまでに定める者をもって充てる。
 - ア 本部長 知事
 - イ 副本部長 副知事
 - ウ 統括本部員 危機管理局長
 - エ 本部員 本庁各部長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、国スポ・障スポ局長、出納局長、教育長及び警察本部長
- (4) 本部長に事故あるときは、危機管理を所管する副知事である副本部長がその職務を代理する。
- (5) 対策本部に、(3) に掲げる職員をもって構成する対策本部会議を置き、(2) の事項を審議する。

対策本部会議は、本部長が主宰する。
- (6) 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に各地域県民局（地方支部の）長、関係機関の長等の出席を要請することができる。

4. 危機対策連絡室の設置

- (1) 危機管理局は、危機事態が発生した場合（犯行予告の覚知など、本県に対する直接的な影響が危惧される事案の発生を含む。）は、担当部局等と連携して危機事態の規模や被害の有無等を把握するため、危機対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置して対応する。この際、担当部局等は部局等内の本部を設置して対応するとともに、他の部局等は必要な支援を行うものとする。
- (2) 連絡室は、次の事項を所掌する。
 - ア 危機事態に関する情報の収集及び分析
 - イ 関係機関との連絡調整
 - ウ その他危機事態への対応に必要な事項
- (3) 連絡室は危機管理局長を室長とし、部局等の主管課長及び危機事態に関係する課等の長を室員とする。なお、危機事態の状況に応じて室長が必要と認める者を室員とすることができる。
- (4) 連絡室会議は、室長が主宰し、(2) の事項を実施する。室長に事故あるときは、危機管理局次長がその職務を代理する。
- (5) 連絡室の事務局を防災危機管理課に置き、事務局長には防災危機管理課長をもって充てる。
- (6) 防災危機管理課は、部局等に事務局支援要員の派遣を要請することができる。
- (7) 危機事態の態様等により連絡室から対策本部へ移行する場合は、対策本部設置時に連絡室を廃止する。

5. 危機情報連絡員

- (1) 部局等の長は、部局等の職員の中から危機情報連絡員をあらかじめ指名するものとする。
- (2) 危機情報連絡員は、部局等が把握する危機事態に関する情報を集約し、危機管理局との連絡調整に当たるものとする。また、対策本部又は連絡室が設置された際には、対策本部統括調整部と部局等との連絡調整に当たるものとする。

6. 危機情報連絡員会議

- (1) 危機事態の発生のおそれを把握した場合において、全庁的な情報収集・共有、警戒態勢をとる必要があるとき等には、危機情報連絡員会議を開催する。
- (2) (1) に定める場合のほか、危機情報連絡員会議は、対策本部又は連絡室の設置後においても、本部長又は室長の指示事項の具体化等を目的として開催する。
- (3) 危機情報連絡員会議は、防災危機管理課長が主宰する。防災危機管理課長に事故あるときは消防保安課長がその職務を代理する。
- (4) 危機情報連絡員会議の構成員は、危機情報連絡員とする。
- (5) 危機情報連絡員会議の名称は、「(事態の名称)に係る危機情報連絡員会議」とする。

7. 危機対策本部地方支部の設置

- (1) 本部長は、必要に応じて、危機事態が発生した地域に危機対策本部地方支部（以下「支部」という。）を設置することができる。
なお、支部の名称、位置及び所管区域は、青森県災害対策本部に関する規則（昭和38年4月青森県規則第29号）（以下「規則」という。）別表の定めるところに準じる。
- (2) 支部は、次の事項を所掌する。
 - ア 危機事態に関する情報の収集、報告及び共有
 - イ 応急対策の実施についての連絡調整
 - ウ 関係機関との連絡
 - エ その他本部長が命じた事項
- (3) 支部の長（以下「支部長」という。）は、危機事態が発生した地域を管轄する地域県民局長をもって充てる。地域県民局長に事故あるときは、地域連携部長が副支部長としてその職務を代理する。
- (4) 支部の構成員は、支部長、副支部長のほか、地域県民局の各部の長及び所管区域内の教育事務所長（三八地域県民局にあっては、八戸工業用水道管理事務所長を含む。）とし、必要に応じて関係する警察署に職員の派遣を求めるものとする。
なお、危機事態の状況に応じて支部長が本部長と協議の上、必要と認める者を構成員とすることができる。
- (5) 支部に支部連絡会議を置くものとし、その構成員、所掌事務及び事務局は、規則等の定めるところに準じる。

8. 現地危機対策本部の設置

- (1) 本部長は、必要に応じて現地危機対策本部を置き、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地危機対策本部長として充てる。また、必要に応じて現地危機対策本部にその他の職員を置き、本部長が指名する者を充てる。

- (2) 現地危機対策本部が設置された地域の支部は、現地危機対策本部長の指揮下に入る。
- (3) 現地危機対策本部の設置要件及び所掌事務は、災害対策基本法第23条第1項に基づく災害対策本部設置時に現地災害対策本部が設置される場合の要件及び所掌事務に準じる。

9. 現地合同調整所の設置等

- (1) 県は、危機事態発生現場において、関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、関係機関が連絡調整を図る場（以下「現地合同調整所」という。）を設置・運営するものとする。
- (2) 現地合同調整所は、現場活動との一体性、関係機関の利便性、安全性等を考慮して、各関係機関が現場で活動する上で適した場所に設置するものとする。
- (3) 県は、各関係機関の機能や能力（人員、装備等）に応じた効果的な活動が行われるよう、各関係機関の協力を得ながら活動内容の確認及び調整等を行うものとする。
- (4) 現地合同調整所では、各関係機関が保有する情報を適時適切に共有するものとする。この際、情報の保全には万全を期するものとする。
- (5) 対策本部（現地危機対策本部を含む。）は、収集した情報を逐次現地合同調整所に伝達するものとする。現地合同調整所は、現地の活動内容等を速やかに対策本部（現地危機対策本部を含む。）に報告するものとする。
- (6) 関係機関が現地合同調整所を設置したときは、県は当該現地合同調整所に速やかに職員を派遣するものとする。

10. 関係機関との連携

危機事態発生時の未然防止、危機事態による被害の拡大防止等のため、県は、関係機関と情報を共有し、円滑な連絡調整の下で応急対策の徹底等を図るものとする。

11. 指揮命令系統の確保

危機事態発生時の指揮命令系統を確保するため、最終意思決定順位については青森県事務専決代決規程（昭和36年9月青森県訓令甲第28号）準じ、次のとおりとする。

体制 順位	対策本部	連絡室	危機情報連絡員会議
1	知事	危機管理局長	防災危機管理課長
2	第一順位の副知事	危機管理局次長	消防保安課長
3	第二順位の副知事	防災危機管理課長	防災危機管理課課長代理
4	危機管理局長	消防保安課長	防災危機管理課危機管理対策GM

部局等は部局等の長に、各地域県民局は地域県民局長に、それぞれ事故あるときにおける職務代理順位をあらかじめ定めておくものとする。

第3 危機事態への対応

1. 平常時の備え

(1) 対応マニュアルの作成・見直し

ア 部局等は、想定される危機事態に適切に対応するため、関係機関と連携し、危機事態が発生した場合の初動体制等を明確化した対応マニュアルを「第2 危機事態発生時の基本的体制」を基に作成するとともに、社会情勢の変化や訓練成果等を踏まえ随時見直しを行うものとする。

なお、法令等の規定により既に作成されている対応マニュアル等についても、可能な限り本指針に沿ったものとする。

イ 対応マニュアルに記載すべき基本的項目は次のとおりとするが、部局等の判断により追加することができるものとする。

(ア) 対応の基本方針

対応マニュアル作成目的、対応マニュアルにおいて想定する危機事態等

(イ) 実施に係る体制等

実施体制（課等内・部局等内、時間内・休日を含む時間外）、職員の配備態勢、部局等内の本部の体制（会議の開催基準、所掌事務、参集範囲等）、地域県民局の役割、関係機関との連携体制、指揮命令系統等

(ウ) 危機事態への具体的対応内容

平常時の備え（課等内、部局等内、庁内、地域県民局、関係機関（事業者）の連絡網等）、応急対応（情報収集先、収集すべき情報の内容と報告先、情報の管理方法、県民等の安全確保、危機事態の未然防止・拡散防止、被害拡大防止、二次被害防止、職員の現地（調整所）派遣、地域県民局との連携、全庁的な対応の必要性の判断基準、広報、対策要員の健康管理）、事後対策（安全確認、被災者支援）等

(エ) 検証等

危機事態への対応の記録・検証・評価、再発防止策の検討、対応マニュアルの修正・再整備等

(オ) その他必要な事項

職員の危機管理意識の向上、研修や訓練の実施、対応に関するチェックリストやフローチャートの作成等

ウ 対応マニュアルを作成・修正するときは、防災危機管理課と協議し、本指針との整合を図るものとする。

エ 作成・修正した対応マニュアルは、防災危機管理課に提出するものとする。

(2) 連絡体制の確立

危機事態発生時に迅速かつ的確に対応するため、担当職員、部局等内の関係職員、庁内関係部局や地域県民局等の連絡網をあらかじめ作成しておくものとする。この際、個人情報取り扱いには万全を期するものとする。

(3) 業務継続計画の整備

部局等は、危機事態が発生した場合における初動体制の確立と適時適切な対応を可能とする環境整備等のため、危機事態発生時に発生することが想定される業務、危機事態発生時であっても継続する必要がある業務、危機事態発生時に中断できる業務等を明確にする業務継続計画（BCP）をあらかじめ整備するものとする。

なお、大規模災害発生時に対応した業務継続計画を有する場合は、これに準じて対応するものとする。

(4) 職員研修等の実施

ア 部局等は、職員の危機管理意識の向上を図るための研修会等を実施するものとする。

イ 部局等は、作成した対応マニュアルを職員に周知するとともに、習熟研修を実施するものとする。

(5) 訓練の実施

ア 部局等は、対応マニュアルに即した対応を職員に習熟させるための訓練を行うよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、部局等間の連携、本庁と地域県民局・出先機関との連携、関係機関との連携にも配慮するものとする。

イ 部局等が単独で訓練を実施する際は、時期、場所、内容等を事前に防災危機管理課に連絡するものとする。

ウ 部局等は、訓練終了後に評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じて体制や対応マニュアル等の改善を行うものとする。

(6) 資機材の整備充実

部局等は、平常時から、想定される危機事態の対応に必要な資機材の備蓄又は確保に努めるとともに、危機事態発生時に迅速に資機材を調達できるよう、関係事業者を把握し、連絡体制を整備しておくものとする。

(7) 関係機関・事業者との協力体制の構築

部局等は、危機事態発生時に迅速かつ的確に対応するため、平常時から関係機関及び関係事業者との連携を密にし、情報収集・伝達等の協力体制を構築しておくものとする。

2. 応急対策

(1) 情報の収集・管理

ア 情報の収集・報告

対策本部及び連絡室設置時の部局等内の本部（以下「対策本部等」という。）は、危機事態が発生した場合は速やかに必要な情報を収集し、その情報を知事等に報告するものとする。

イ 情報の内容

危機事態発生直後においては、可能な限り速やかに第1報を知事等に報告することが重要であることから、対策本部等は次の事項を中心に情報収集し、知事等に報告するものとする。

ただし、これらの事項を網羅することで報告の時機を失することのないよう留意する。

(ア) 危機事態発生時の状況（時間、場所、内容等）

(イ) 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測

(ウ) 関係機関への通報状況（既に実施されている応急措置がある場合はその状況を含む。）

(エ) 発生現場付近の住民の避難状況 等

ウ 情報の処理・管理

危機事態発生時の情報は錯綜するおそれがあるため、統括調整部情報班（部

局等においては、あらかじめ選任する者）が一元的に管理し、重要度・緊急度等を選別するとともに、未確認情報等が漏洩することのないよう厳重に管理するものとする。また、情報源に留意し、情報の質の確保に努めるものとする。

対策本部等は、収集した情報を危機事態の全体像を把握するために地図上に落とし込むなどして評価・分析を行うとともに、関係者間で共有し、クロノロジー（時系列対応記録）としてとりまとめるものとする。

（２）対応方針等の検討・決定

対策本部等は、対応方針・応急対策案を検討・決定し、関係機関にも伝達するものとする。連絡室設置時にあっては、速やかに知事等に報告した上で必要な指示を受けるものとする。

（３）応急対策の実施

ア 被害の拡大防止

対策本部等は、県民等の生命を守ることを最優先に、関係機関と連携しながら、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

避難等が必要な場合は、市町村や輸送機関等と調整し、避難場所や避難方法等について県民等へ周知するものとする。また、被災者に対する食料等の物資の確保等の必要な支援を行うものとする。

イ 応援要請

知事は、被害が広範囲に及び、又は甚大であって、県及び県内市町村だけでは対応が困難であると判断した場合は、自衛隊に災害派遣要請を行うとともに、緊急消防援助隊による応援や他都道府県等に対する応援を要請するものとする。

ウ 二次被害の防止

対策本部等は、県民等や対策要員の安全の確保に留意し、早急に原因の除去を図るとともに、立入制限等の各種制限措置、警戒区域の設定、汚染の除去又は消毒など、二次被害の発生防止のために必要な応急措置を関係機関と連携して講じるものとする。

エ 関係機関との連携

対策本部等は、応急対策の実施に当たっては、関係機関と緊密に連携して対応するため、関係機関の連絡員を受け入れるなどして必要な連絡調整を行うものとする。

オ 対策要員の健康等管理

対策本部等は、対策要員に対し、従事環境の整備、休憩時間等の確保、ローテーションの設定や心のケアなど、心身の健康等管理に十分配慮するものとする。

（４）広報

ア 広報の基本方針

対策本部等は、危機事態発生時の混乱を防止し、県民等の安全・安心の確保を図るため、危機事態の状況や応急対策の実施状況等の情報を適時適切に広報するとともに、県民等からの問合せ窓口を設置するものとする。

なお、対策本部設置後は、対策本部において一元的に広報を行うものとし、連絡室設置時は、連絡室と部局等内の本部が連携して行うものとする。

また、広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等に配慮するほか、県民等にいたずらに不安を与えないよう留意するものとする。

イ 広報の手段

広報は、危機事態の態様に応じて、県が有する多様な広報媒体を活用して行うほか、報道機関に対する緊急報道の要請や関係機関による広報の要請等に努めるものとする。

(5) 連絡室における準用

前記(1)～(4)のうち、連絡室が実施する対策に該当するものについては、これを準用するものとする。

3. 事後対策

(1) 安全性の確認と終息宣言

対策本部等は、危機事態に係る応急対策が概ね完了したときは、関係機関と協力して安全性の確認を行い、各種制限措置の解除等の必要な措置を講じるものとする。

安全性が確認された場合は、対策本部等が報道機関へ情報提供を行うとともに、ホームページなどを活用して県民等に対する終息宣言を発表するものとする。

担当部局等は、終息宣言の発表後も、必要に応じて危機事態の監視体制を継続するものとする。

(2) 被災者等の支援

対策本部等は、危機事態の態様等に応じて、被災者等の心身の不調を早期発見するための健康相談を実施するとともに、必要に応じて、関係機関との連携により健康調査や巡回相談を実施するなど、被害発生後の影響の低減に努めるものとする。

(3) 復旧対策の推進

対策本部等は、危機事態の発生による県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携しながら迅速な復旧に努めるものとする。

また、風評被害の発生が見込まれる場合は、関係機関と連携しながらあらゆる手段を講じて安全性を広報し、風評被害の未然防止又は軽減に努めるものとする。

(4) 対策本部等の廃止

応急対策が概ね完了し、担当部局等が通常体制で対応可能と判断した場合等は、対策本部等を廃止する。

(5) 再発防止策の検討・実施

担当部局等は、危機事態発生の原因を可能な限り究明し、課題等を整理した上で、再発防止策を検討・実施するものとする。

この際、対応マニュアルが未作成の危機事態が発生した場合においては、対応マニュアルの作成に努めるものとする。

(6) 危機事態対応の評価及びマニュアルの見直し

担当部局等は、(5)を踏まえ、実施した応急対策の評価・検証、反省点の抽出と改善策の検討等を整理した上で、部局等内の体制や対応マニュアル等の見直しを行うものとする。

(7) 対応に係る記録の保存

担当部局等は、同様の危機事態が発生した場合の対応の参考に資するため、危機事態の発生（事案によっては発生前を含む。）から終息に至るまでの経過を記録し、保存するよう努めるものとする。

作成した記録は、防災危機管理課に提出するものとする。

(8) 連絡室における準用

前記(1)～(4)のうち、連絡室が実施する対策に該当するものについては、これを準用するものとする。

附 則

- この指針は、平成15年 3月25日から施行する。
- この指針は、平成16年 6月17日から施行する。
- この指針は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この指針は、平成18年 3月31日から施行する。
- この指針は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この指針は、平成19年10月31日から施行する。
- この指針は、平成21年11月16日から施行する。
- この指針は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この指針は、平成31年 4月 3日から施行する。
- この指針は、令和 5年 4月 1日から施行する。

No.	危機事態の内容			担当部局等
	大 項 目	中 項 目		
1	米軍・自衛隊関係の事故等			危機管理局
2	県国民保護対策本部又は県緊急対処事態対策本部の設置に係る指定の通知を受ける前の対応			危機管理局
3	国籍不明船の漂流・漂着、不審者の上陸等			危機管理局 海岸管理所管部 環境生活部 健康福祉部
4	県庁舎等に関する事故等			総務部
5	私立学校に関する事故等			総務部
6	不審郵便物関係事故等			総務部
7	交通機関の事故等（青森空港に係るものを除く）			企画政策部
8	サイバー攻撃等情報			企画政策部
9	電気通信に関する事故等			企画政策部
10	海外における青森県関係者に関する事故			環境生活部
11	環境汚染			環境生活部
12	野生動物等による人的被害			環境生活部
13	食中毒、感染症等の健康被害			健康福祉部
14	飲料水事故			健康福祉部
15	家畜伝染病の発生	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	（野鳥）	環境生活部
16			（愛玩鳥）	健康福祉部
17			（家きん）	農林水産部
18		牛海綿状脳症（ＢＳＥ）		農林水産部
19		口蹄疫、牛疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ		農林水産部
20	休廃止鉱山坑廃水処理関係施設に関する事故等			商工労働部
21	農林水産物、農林水産業関連施設に関する事故等			農林水産部
22	漁船の海難事故等			農林水産部
23	青森空港に関する事故等			県土整備部
24	公共土木施設に関する事故等			農林水産部 県土整備部
25	採石場等に関する事故			県土整備部
26	大規模停電等			エネルギー総合対策局
27	学校、文教施設に関する事故等（私立学校に関するものを除く）			教育庁
28	イベントに関する事故等			イベント所管部局等
29	その他知事が認めるもの			担当部局等

別表 2 (第 2 の 2 関連)

区 分		配 備 決 定 者	態 勢 の 責 任 者	態 勢	配 備 の 基 準
準備態勢	1 号	担 当 課 長 及 び 防 災 危 機 管 理 課 長	担 当 G M 及 び 危 機 管 理 対 策 G M	○勤務時間内 担当課・危機管理局の一部職員 ○勤務時間外 部局等の配備計画に基づく関係課の対策要員	本県への影響が喫緊でない危機事態が発生した場合
警戒態勢	2 号-1	担 当 部 局 等 長 主 管 課 長 及 び 防 災 危 機 管 理 課 長	担 当 課 長 及 び 防 災 危 機 管 理 課 長	○勤務時間内 1 号態勢からの強化 ○勤務時間外 部局等の配備計画に基づく関係課の対策要員及び危機管理局の一部職員 ※危機情報連絡員会議を開催	本県内において直接的な影響が危惧される危機事態の発生のおそれを把握した場合
	2 号-2	危 機 管 理 長 局 及 び 担 当 部 局 等 長 の	危 機 管 理 長 局	局長を室長とし、危機管理局の全職員と部局等の配備計画に基づく関係課長、関係課の対策要員 ※状況により防災危機管理課長又は担当部局等主管課長が指示して減じる場合あり 〈本部等の名称〉 危機対策連絡室	1 所管が不明確な危機事態の発生を覚知した場合 2 対応すべき担当部局等が複数にまたがる危機事態が発生した場合 3 本県内において直接的な影響が危惧される事案が発生した場合
非常態勢	3 号	知 事	知 事	知事を本部長とし、全職員 〈本部の名称〉 危機対策本部	1 被害の発生や規模が拡大するおそれがあるなどの理由により全庁的な対応が必要と判断された場合 2 知事が必要と認めるとき

別図（第1の3（2）関連）

